

株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成 20 年 11 月 26 日

株主および登録株式質権者の皆様へ

川崎市幸区堀川町 580 番地
ソリッドスクエア西館 6 階
株 式 会 社 ゼ 口
代表取締役社長 岩下世志

当社は、平成 20 年 8 月 28 日開催の当社取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」といいます。）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）に関して、発行する当社普通株式を振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）が取り扱うことについて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、以下のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日において、同法附則第 8 条第 1 項の第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項（同法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項）を機構に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

名 称 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
住 所 みずほ信託銀行株式会社

以上

（注）「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。